

奈良県訓令第九号

各部課室
各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

目次中「第三十五条」を「第三十四条の三」に改める。

第五条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 産業医及び嘱託精神科医の業務の内容等の周知に関する事。

第九条第四項中「事項」の下に「（以下「健康管理指導等」という。）」を加え、同項第一号中「健康診断」の下に「及び面接指導」を加え、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「前項各号に掲げる事項」を「健康管理指導等」に、「知事又は」を「知事若しくは」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 知事又は総括安全衛生管理者は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告の内容等を第十一条に規定する中央委員会に報告しなければならない。

第九条第四項の次に次の二項を加える。

5 産業医は、職員の健康管理指導等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。

6 総括安全衛生管理者は、産業医に対し、職員の勤務時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理指導等を適切に行うために必要なものを提供しなければならない。
第九条の次に次の一条を加える。

（嘱託精神科医）

第九条の二 知事は、必要があると認めるときは、職員の精神疾患に係る健康管理指導等を行う者として、医師のうちから嘱託精神科医を選任することができる。

2 前条第四項から第七項までの規定は、前項の規定により嘱託精神科医を選任した場合について準用する。この場合において、前条第七項中「知事若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は所属長若しくは衛生管理者に対して指導し、若しくは」とあるのは、「総括安全衛生管理者、所属長又は衛生管理者に対して指導し、又は」と読み替えるものとする。

第二十八条第二項中「同一疾病により」を削る。

第三十四条中「及び産業医」を、「産業医及び嘱託精神科医」に改める。

第四章中第三十五条の前に次の一条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第三十四条の三 総括安全衛生管理者は、この規程に定める措置の実施に関し、職員の

心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たつては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。